

(地独)青森県産業技術センターの役員の報酬等の支給基準の変更について

1 経緯

「職員の給与の特例に関する条例」（平成25年6月青森県条例第45号）が、平成25年7月1日に施行されたことに伴い、(地独)青森県産業技術センターでは、県に準じ、「役員の報酬等に関する規程」を以下のとおり改正し、7月5日付けで県に届出があった。県は、届出があった場合、地方独立行政法人法上第49条第1項の規定に基づき、評価委員会に通知するものとされていることから7月9日付けで通知したものである。

2 改正の内容

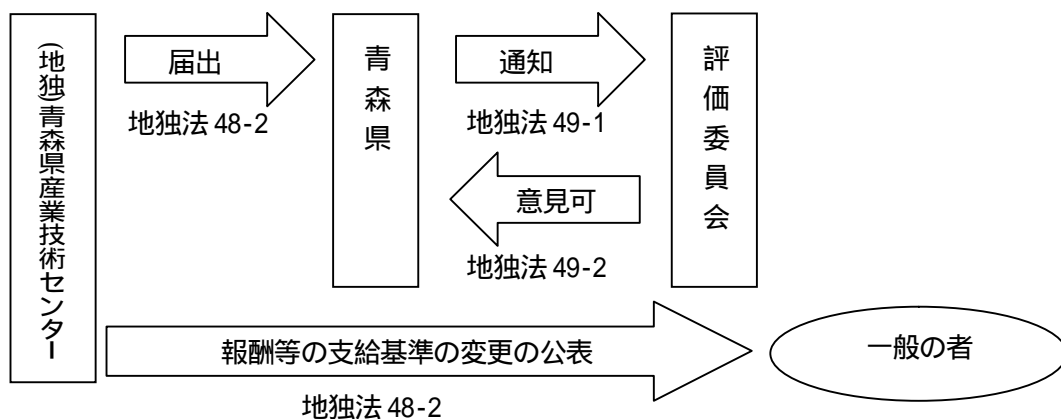
- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 理事長報酬月額及び非常勤役員手当日額 | 9.71%減額 |
| (2) 理事に対する報酬である役員手当 | 10.0%減額 |
| (3) 理事長及び理事に対する期末・勤勉手当 | 7.18%減額 |

3 実施期間

平成25年7月1日～平成26年3月31日

【参考】役員報酬等の支給基準に係る手続き

- (1) 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。（地方独立行政法人法第48条第2項）
- (2) 地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等を考慮して定めなければならない。（地方独立行政法人法第48条第3項）
- (3) 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
（地方独立行政法人法第49条第1項）
- (4) 評価委員会は、県（設立団体の長）から報酬等の支給基準の変更の通知を受けたときは、その支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、県に対し、意見を申し出ることができる。
（地方独立行政法人法第49条第2項）



役員の報酬等に関する規程（平成21年規程第8号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第15条 略</p> <p>附則～附則（平成24年規程第2号） 略</p> <p>附則（平成25年規程第17号）</p> <p>1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における<u>理事長の報酬月額</u>は、第4条の規定及び附則第2項、第3項の規定にかかわらず、<u>第4条の規定による額から、当該額に100分の9.71を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<u>を減じて得た額</u>とする。</p> <p>ただし、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、第4条の規定による報酬月額とする。</p> <p>3 特例期間における<u>非常勤役員手当額は</u>、第6条の規定にかかわらず、<u>同条に規定する額から、当該額に100分の9.71を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<u>を減じて得た額</u>とする。</p> <p>4 特例期間における<u>職員兼務役員の役員手当の額は</u>、第8条第1項の規定にかかわらず、<u>同項に規定する額から当該額に100分の10.0を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<u>を減じて得た額</u>とする。</p>	<p>第1条～第15条 略</p> <p>附則～附則（平成24年規程第2号） 略</p>

職員の給与に関する規程（平成21年規程第20号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第41条 略</p> <p>附 則～附 則（平成25年規程第9号） 略</p> <p>附 則（平成25年規程第15号）</p> <p>1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）の給料月額は、<u>同条から第5条及び附則第2項並びに第4項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に職の職制上の段階を考慮して次項に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u>ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、支給減額後（第4号に掲げる手当の額の算出の基礎となる職員の給料月額にあっては、第4条及び第5条の規定）の給料月額とする。</p> <p>(1) この規程の規定による手当の額</p> <p>(2) 第22条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成21年規程第15号）第19条第5項、職員の育児休業等に関する規程（平成21年規程第16号）第18条、職員の修学部分休業に関する規程（平成21年規程第17号）第3条第1項又は職員の高齢者部分休業に関する規程（平成21年規程第18号）第3条第1項の規定による勤務しない1時間につき減額する額</p> <p>(3) 第28条第1項の規定による勤務1時間当たりの給与額</p> <p>(4) 職員の退職手当に関する規程（平成21年規程第29号）の規定による退職手当の額</p>	<p>第1条～第41条 略</p> <p>附 則～附 則（平成25年規程第9号） 略</p>

改正案

現行

3 支給減額率は、次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる率とする。

区分	給料表	減額率
<u>課長相当職以上</u>	<u>事務職 7～9 級</u>	<u>9.71%</u>
	<u>その他給料表 管理職手当 3 類以上</u>	
<u>主査相当職以上</u>	<u>事務職 3～6 級</u>	<u>7.71%</u>
	<u>その他給料表 期末手当職務加算対象者</u>	
<u>係員</u>	<u>事務職 1・2 級</u>	<u>4.71%</u>
	<u>その他給料表 期末手当職務加算非対象者</u>	

4 特例期間における任期付研究員の給料月額は、第 3 5 条及び附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる任期付研究員の給料月額は、支給減額後の給料月額とする。

- (1) この規程の規定による手当の額
- (2) 第 2 2 条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第 1 9 条第 5 項、職員の育児休業等に関する規程第 1 8 条の規定による勤務しない 1 時間につき減額する額
- (3) 第 2 8 条第 1 項の規定による勤務 1 時間当たりの給与額

5 特例期間における職員及び任期付研究員の第 2 2 条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第 1 9 条第 5 項、職員の育児休業等に関する規程第 1 8 条、職員の修学部分休業に関する規程第 3 条第 1 項又は職員の高齢者部分休業に関する規程第 3 条第 1 項の規定による勤務しない 1 時間につき減額する額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

6 特例期間における職員及び任期付研究員の第 2 8 条第 1 項の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定によ

改 正 案	現 行
<p>る額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>7 特例期間における職員及び任期付研究員の第30条の規定による<u>期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<u>を減じた額</u>とする。</p> <p>8 特例期間における職員の第33条の規定による<u>勤勉手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額</u>（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）<u>を減じた額</u>とする。</p>	